

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

榛東村「環境共生を創造するむら」再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

群馬県北群馬郡榛東村

3．地域再生計画の区域

群馬県北群馬郡榛東村の全域

4．地域再生計画の目標

榛東村は群馬県のほぼ中央に位置し、人口14,532人（平成17年4月1日現在）面積27.94平方キロメートルで、榛名山の東麓にひらけた、東西約10キロメートル、南北約4.5キロメートルの細長い形をしていて、周囲は前橋市、群馬町、箕郷町、榛名町、伊香保町、吉岡町と接している。かつては地理的条件や年間の降水量が少ないため水源に乏しい地域であったが、今では用水路の発達により豊かな田園が広がっている。

この榛東村も近年は、前橋市、高崎市、渋川市の周辺都市へのベッドタウンとして注目され、転入者が増加し、住宅も増加傾向にあり生活排水等による河川の汚濁が心配される事態に成った。

村内を流れる一級河川は、自害沢川、堂ノ入沢川、駒寄川、午王頭川、蛇ヶ見川、八幡川、天神川、染谷川、唐沢川の9河川であるが、各河川とも生活排水が流入し以前はオランダガラシ、オモダカ、セリなどが生えており、ウナギ、ドジョウ、カニ、メダカなどが生息し、蛍も飛び、子供は川に入って魚やカニを採ることが楽しみだった。しかし現在の河川は生活排水の捨て場となり、生物が住めるような状況ではなく、希に一部の生物を確認できるのみとなり、子供たちは「きたないから入るな」と注意されるような状況になってしまった。

村では生活排水を処理するために平成3年から、特に住宅密集地域を重点的に流域関連公共下水道事業を、同じく平成3年から浄化槽の個人設置型事業を、平成11年からは地域の集落形成上の特性を考慮し、農業集落排水事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は60.3%までに達したものの依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設整備を一層促進し、流れる川に清流がよみがえり、昔のように子供が遊び、蛍が飛び交い、メダカが泳ぎ回る澄んだ川の復活を図ることにより、河川等公共用水域の景観が改善される。このような自然環境の回復を地域のイメージアップにつなげ、自然環境を活かした観光産業の推進を図る。また、地域住民にとっても豊かさを実感できる良好な住環境の形成につながる。

これらにより、「環境共生を創造するむら」を目指す。

（目標）汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率を60.3%から86.3%に向上）

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

河川、水路など公共用水域の水質保全を図るため、人口密集地域においては公共下水道事業、農業集落排水事業を、また、集落の形態をなしていない分散して立地する家屋については合併処理浄化槽により処理する等、施設の特徴を踏まえ適切な汚水処理事業を実施する。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも榛東村

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 榛東村新井・山子田地区（平成16年8月認可済）
- ・農業集落排水施設 榛東村広馬場地区
- ・浄化槽（個人設置型）公共下水道及び農業集落排水処理区域を除く榛東村全域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型）平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～250 20,500m
- ・農業集落排水施設 75～250 30,500m
- ・浄化槽（個人設置型）5人槽 111基
7人槽 70基
10人槽 5基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 新井・山子田地区で3,400人、農業集落排水施設 広馬場地区で4,016人、浄化槽 榛東村全域で1,153人

[事業費]

- 公共下水道 1,948,000千円
(うち、単独 442,000千円)
(うち、国費 753,000千円)
- 農業集落排水施設 4,005,100千円
(うち、単独 220,000千円)
(うち、国費 1,892,550千円)

浄化槽 39,819千円
(うち、国費13,273千円)

合計 5,992,919千円
(うち、単独 662,000千円)
(うち、国費2,658,823千円)

5 - 3 その他の事業

- ・ 自然環境を活かした観光産業の推進
- ・ 豊かさを実感できる良好な住環境の形成

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「群馬県汚水処理計画」に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の県計画の見直し時に反映することとする。